

高島市地域福祉計画(第4次) 中間見直し 概要版

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

住み慣れた地域において誰もが自分らしく、安心安全に暮らせるまちづくりを進めるため、近年の法改正や社会情勢、今までの取組成果や課題を踏まえ、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として策定します。

2. 計画の位置づけ

社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」

「高島市総合計画」を上位計画とし、保健福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けます。

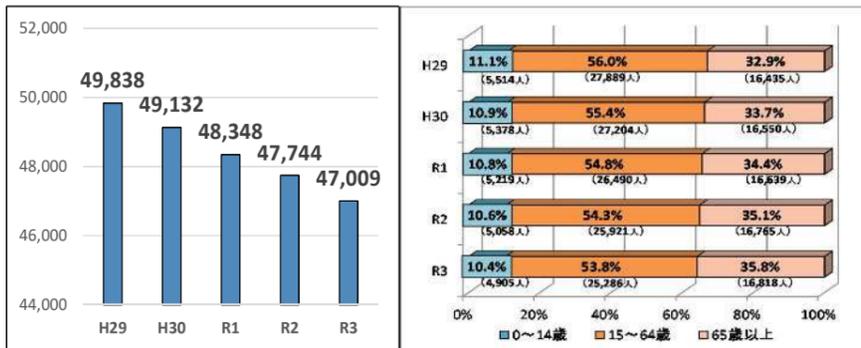
3. 計画期間

令和4年度から令和8年度までとし、令和6年度に中間見直しを行います。

第2章 データから見る高島市の現状

1. 人口・世帯数および年齢別割合の状況

人口減少が続く中で、世帯の小規模化、単身化も進んでいます。



出典:住民基本台帳(各年度10月1日現在)

2. 要支援・要介護認定者の状況

高齢者人口の増加に伴い認定者も増え、令和2年度の認定率は20.3%となっています。

3. 障害者手帳交付者の状況

身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は横ばい傾向ですが、療育手帳保持者は年々増加しています。

4. 子ども人口の状況

子ども人口と子どもの割合は年々減少しています。

5. ひとり親家庭の状況

母子世帯が全体の9割を占めています。

6. 生活困窮者の状況

生活困窮の概念は、社会的孤立や孤独など広範囲を意味するものになり、若者や中高年のひきこもり、独居高齢者などで、相談や支援につながらず社会的援護を必要とする潜在的な困窮者も数多く存在していると予想されます。

7. その他支援や配慮を要する人の状況

様々な要因から、高齢者、障がい者、子どもへの虐待が起こります。家庭や施設内で起こることも多く表面化しにくいことがあり、場合によっては、不登校や自殺につながることもあります。

第3章 地域福祉計画(第3次)の成果と課題

第3次計画では、次の5つの基本目標を定めて、地域福祉に関する具体的な施策について取組を進めました。

基本目標ごとの主な取組とその成果・課題は次のとおりです。

目標1:安全な地域をつくろう

1) 災害に強い地域づくり 2) 避難行動要支援者の支援体制づくり

【成果】見守り活動や要支援者も参加する避難訓練に取り組む地域があった。

【課題】ボランティアの固定化や高齢化により、防災や見守り活動の人材不足から活動休止が心配されており、継続できる仕組みや、支援者不在等で支援計画が作成できない人への支援方法等の検討が必要

目標2:助け合いで地域をつくろう

1) 地域のセーフティネットづくり 2) 出会いと交流の場づくり
3) 市民協働で支え合う体制づくり

【成果】福祉推進委員会や見守り会議での地域と専門職との連携が進んだ。

地域での居場所づくりや地域の助け合い活動の取組が進んだ。

【課題】自治組織のない地域における見守り・助け合い活動のあり方や、自ら参加できない人へのアプローチの仕組みが必要

目標3:みんなが主役の地域をつくろう

1) 地域福祉の担い手づくり 2) ボランティア活動の推進
3) 福祉学習の推進

【成果】小・中学校および高等学校で、様々な福祉学習に取り組んだ。

サポーター養成講座を通じ地域福祉の向上や人材育成に取り組んだ。

【課題】地域での福祉活動と、企業や団体の社会貢献活動とのマッチングの仕組みやそれをコーディネートできる人材の育成が必要

目標4:住みやすい地域をつくろう

1) 権利擁護体制の充実 2) 誰もが暮らしやすい基盤整備の充実

【成果】市と関係機関が連携した虐待対応や個別相談支援に取り組んだ。

コミュニティバスの運行や公共施設のバリアフリー化の取組を進めた。

【課題】身寄りの無い世帯の入所・入院時の支援や身元保証、死後事務等のサポートが必要

目標5:みんなの暮らしを支える地域をつくろう

1) 全世代型・全対象型地域包括支援体制の構築 2) 地域包括ケアの推進
3) 福祉人材の育成 4) 生活困窮者への自立支援 5) 限界集落における福祉サービスの提供の充実

【成果】くらし連携支援室の設置により、多分野連携を推進する体制ができた。

【課題】困りごとが表面化・深刻化する前の予防的支援が必要

ひきこもり者の把握やアプローチ方法の検討が必要

第4章 計画の基本理念・目標・方針

1. 基本理念

地域における生活課題を早期に発見し、市民・団体・事業者・行政などが「我が事」として共有し、住み慣れた地域「まるごと」で支え合う仕組みをつくり、それぞれが役割と生きがいをもって自分らしく暮らせる「地域共生社会の実現」を目指し、次のように決めました。

「出会い・ふれあい・支え合い」で
つむぎあえる まちづくり

2. 基本目標・地域共生社会実現プロジェクト

(1) 基本目標

福祉のまちづくりを進めるための「人づくり」「地域づくり」「つながりづくり」と、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができる「安心・安全」な暮らしの基盤づくりに取り組むために、4つの基本目標を定めました。

1. 助け合い・支え合える人をつくろう!
2. 共に生きる地域をつくろう!
3. みんなでつながるネットワークをつくろう!
4. 安心・安全の暮らしをつくろう!

(2) 地域共生社会実現プロジェクト

権利侵害や社会的孤立など新たな地域生活課題が顕在化する中で、他分野・多機関との連携や地域における住民福祉活動との協働が今まで以上に求められています。

そこで、今後5年間で特に力を入れて推進する項目として、3つの地域共生社会実現プロジェクトを定めました。

1. 地域生活つむぎあいプロジェクトの推進
2. 生活困窮者支援・権利擁護支援の充実
3. 住民福祉活動計画・地域福祉推進計画との連動

第5章 計画施策の展開

1. 基本施策の展開

《基本目標1》 助け合い・支え合える人をつくろう!

福祉のまちづくりを進めるうえで、一番大事な財産は「人」です。すべての人が、様々な機会を通じて地域福祉を学べる体制づくりに取り組むとともに、それぞれの持つ知識や経験を生かしながら、地域や職場で役割を担い、助け合い、支え合える人を育てます。

基本方針1: 学校や地域、職場など身近な場所での福祉学習を拡げます

- 学校や公民館、地域での福祉学習の推進
- 情報発信の強化
- 企業の社会貢献活動との連携

基本方針2: 福祉専門職の育成や人材確保の取組を強化します

- 福祉専門職の魅力発信による人材確保
- 人材養成研修の実施
- 職場環境の整備

基本方針3: 地域での担い手育成と、担い手を支える体制を充実します

- 新たな担い手の育成支援と活動しやすい仕組みづくり
- 様々な地域活動をコーディネートできる人材の育成

《基本目標2》 共に生きる地域をつくろう!

普段の生活を営むうえで、最も長く過ごすのは家や身近な「地域」です。隣近所の人や、日々の活動を通じて出会う様々な立場の人との交流の中で、お互いの立場を理解し、信頼し合える関係を深めながら、互いに支え合うことができる地域づくりに取り組みます。

基本方針1: 地域での見守り活動や、支え合える体制を強化します

- 見守りネットワーク活動の推進
- 生活支援体制整備の推進
- 民生委員・児童委員活動との連動
- 住民福祉協議会・住民自治協議会との連携強化

基本方針2: 身近な地域で、集まれる居場所を増やします

- 地域福祉活動拠点の整備支援
- 既存施設等の利活用の推進

基本方針3: 持続可能な仕組みにするため、財源や資源を確保します

- 共同募金やふるさと納税による財源の確保
- 社会福祉法人による地域貢献活動との協働
- ニーズに応じた新たな社会資源の開発

《基本目標3》 みんなでつながるネットワークをつくろう!

本当に困った時やどうしようもない時でさえ、自ら相談ができない、誰にも頼れない人がいます。これらの人と「つながる」ために、地域と専門職が、また、様々な支援機関同士がつながるネットワークを構築し、ひとりの困りごとをみんなで解決するための仕組みをつくります。

基本方針1: 誰一人取り残さないための支援体制をつくります

- 多機関協働による支援体制の整備
- 庁内連携の充実
- 他分野連携の推進

基本方針2: 様々な人の社会参加を応援する体制をつくります

- 生活困窮者自立支援の推進
- ひきこもり支援・就労支援等の充実
- 再犯防止施策の推進

《基本目標4》 安心・安全の暮らしをつくろう!

災害による被害、障がいや認知症の発症など、予期せぬ事態の発生により、今までどおりの暮らしを続けられなくなる可能性は誰にでもあります。そんな時でも、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「安心・安全」な暮らしの基盤を整えます。

基本方針1: 日常から災害時にも助け合える地域づくりをすすめます

- 災害時における避難行動要支援者への避難支援体制の充実
- 地域自主防災組織等への活動支援

基本方針2: すべての人の権利を守る取組を強化します

- 権利擁護支援体制の充実
- 虐待対応体制の充実
- 自殺予防対策の推進

基本方針3: 誰もが暮らしやすい環境を整えます

- バリアフリーの推進(交通・施設・情報)
- 住宅確保要配慮者への居住支援の推進

2. 地域共生社会実現プロジェクト

(1) 地域生活つむぎあいプロジェクトの推進

～重層的・包括的な体制を整備します～

高齢、障がい、子ども、ひとり親などの属性にとらわれずに、また、福祉分野だけでなく、保健医療や就労、教育など他分野の取組とも連携しながら、重層的・包括的な支援体制を強化します。

① 包括的な相談支援体制の強化

- [1] 相談を受け止める機能の強化
- [2] 多機関協働ネットワークの整備と機能強化
- [3] 継続的につながる機能の強化

② 参加の支援体制の強化

- [1] 既存の社会参加支援制度との連携に関する機能の強化
- [2] ニーズの掘り起こしと、間を取り持つ機能の強化

③ 地域づくりに向けた支援体制の強化

- [1] 交流の場・居場所の確保に関する支援の強化
- [2] 地域づくりに関するコーディネート機能の強化

(2) 生活困窮者支援・権利擁護支援の充実

～暮らしづらさを抱えた人への伴走的な支援体制を強化します～

経済的な問題に限らず、様々な事情で困窮や孤立、権利侵害されている人の早期発見、早期支援に努め、本人の意思を尊重した解決に向けて、各分野の専門機関と連携して取り組みます。

① 生活困窮者自立相談支援体制の充実・強化

- [1] 市と市社会福祉協議会、関係機関の共同による事業運営
- [2] 自立相談支援事業による相談対応とネットワークの強化
- [3] 様々な人への就労支援と支援ネットワークの構築
- [4] 就労準備支援事業による参加支援とアウトリーチ支援
- [5] ひきこもり支援のためのネットワークづくり
- [6] 子どもの生活・学習支援事業による親子の育ちへの支援
- [7] 緊急支援物資支援のためのネットワークづくり

② 権利擁護の充実・強化、成年後見制度の利用促進

- [1] 早期発見・早期支援と個別性への配慮
- [2] 支援のための「チーム」づくりと「ネットワーク」づくりの推進
- [3] 権利擁護支援をすすめる「中核機関」の設置
- [4] 成年後見制度および権利擁護の普及啓発
- [5] 後見人の相談体制および不正防止体制の強化

(3) 住民福祉活動計画・地域福祉推進計画との連動

～住民活動や市社会福祉協議会等と連動した取組を推進します～
住民福祉協議会が中心となって策定された「住民福祉活動計画」と民間の立場から地域福祉のあり方を提言される「地域福祉推進計画」と連動した取組を推進します。

① 住民福祉活動計画との連動

② 地域福祉推進計画との連動

第6章 みんなの想いをかたちに

1. 地域の声

時代の流れと共に価値観は大きく変化し、社会的孤立など新たな課題も数多く認識されています。今回、地域福祉計画や住民福祉活動計画の策定過程や住民福祉こんだん会では、「地域の仕組みづくりや市民活動を自分たちで実行していきたい」など、未来に向けた前向きな多くの声をお聞かせいただきました。

2. 取組状況の点検

PDCAサイクルにより、取組状況の確認や改善を進め、主な取組を中心に、その実績、効果などを積み重ね、「地域福祉計画策定委員会」で点検・評価していきます。

3. みんなで取り組む地域福祉 ～あなたが主役・誰もが主役～

今まで地域づくりに取り組んでこられた方々の知恵を借り、これからの地域を担っていく方々と手を取り合い、多様性や価値観を尊重しながら、みなさんとともに地域福祉の推進に取り組みます。